

尾張旭市国民健康保険税について

● 国民健康保険（国保）は世帯主に請求されます

病気やけがで治療が必要になったとき、安心して医療が受けられるように、みんなで支え合う公的医療保険です。日本国内に住んでいる人は、お勤め先の健康保険など他の公的医療保険に加入している方や生活保護を受けている方を除き、国保に加入しなくてはなりません（国民皆保険制度）。

国保の届出や申請などはその世帯の代表者である世帯主が行うことになっています（国民健康保険法第9条）。また、世帯主の国保加入にかかわらず、国民健康保険税（国保税）は世帯主に対して請求（賦課）され、納税義務者としての責務を負うことになっています（地方税法第703条の4）。

ポイント1 子ども子育て支援制度が始まります

児童手当の拡充や妊婦のための給付など、子育て世帯を応援するための制度が始まります。皆様の保険税と合わせて徴収します。

ポイント2 年金からの特別徴収ができる方

国保税を年金から天引き（特別徴収）ができる方は以下の条件となります。

- ★ 世帯主が国保加入者であって、世帯内の国保に加入している方全員が65歳以上75歳未満
- ★ 特別徴収の対象となる年金（老齢基礎年金や障害年金等）が年額18万円以上あり、国保税と介護保険料の合計額が年金受給額の2分の1以下。老齢厚生年金は特別徴収の対象とはなりません。
 - ※ 国保税が減額された場合や、特別徴収対象年金が支給停止となった場合は、年度途中で特別徴収（年金天引き）が中止され納付書等により納めていただきます。それにより、令和8年2月分が特別徴収されない場合は、翌年度の4、6、8月分も特別徴収はされません。次回特別徴収になる時期は、翌年度の10月以降からとなります
 - ※ 国保税が増額となった場合は、特別徴収する額に変更はありませんが、その増額分については納付書等により納めていただくことになります。
 - ※ 特別徴収の引き落とし額が（4～8月）と（10～2月）で変わることがあります。

ポイント3 今年度40歳、65歳になる方

- ★ 7月1日までに40歳になる方は、加入月数に応じて月割した介護保険分が含まれています。7月2日以降40歳になる方は、今回の国保税額に介護保険分を含んでおりません。年齢到達月から介護保険分が賦課されるため、税額変更の通知を改めてお送りします。
- ★ 今年度65歳になる方は今回の国保税額の中に、65歳になるまでの加入月数に応じて月割した介護保険分が含まれています。

ポイント4 今年度75歳になる方

- ★ 誕生日からは後期高齢者医療保険制度に移行します。
- ★ 令和7年度の国保税は誕生日の前の月まで発生します。（後期高齢者医療制度移行後、改めて保険料が請求されます。）
- ★ 世帯内に75歳未満の被保険者がいる場合は、世帯すべての方の国保税を合算し、9期（R8.7～R9.3支払分）で分けるため、**誕生日後の納期分についても納める必要があります。**（この場合も後期高齢者医療制度移行後、改めて保険料が請求されます。）
- ★ **75歳に到達する年度は年金からの天引き（特別徴収）ができません。**そのため、今年度75歳になる方で特別徴収の方は、普通徴収（口座振替または納付書払い）に変更となります。

ポイント5 後期高齢者医療制度創設に伴う配慮

- ★ 75歳以上の方と同一世帯の国民健康保険の加入者の方は、後期高齢者医療制度の創設に伴う国保税の急増がないように、一定の条件を満たしていれば国保税が軽減または減免されます。65歳以上の方が障害認定を受け、後期高齢者医療制度の対象となった場合も同様です。

裏面 → 国保税の概要

【問い合わせ先】

尾張旭市役所 健康福祉部 保険医療課 国保年金係（南庁舎1階③窓口）
電話（0561）76-8151（直通）

国民健康保険税（国保税）について

令和8年度の国保税は、次の表の①～④を算出した額の合計です。4月～翌年3月分について通知書のとおり9期に分けてお支払いしていただきます。（年度途中で異動する方は異なることがあります。）

国保加入者の減少、1人当たりの医療費の増加により、尾張旭市の国民健康保険税は昨年度に引き続き税率を見直しています。国民健康保険税の大幅な引上げとならないよう、一般会計からの財政支援を受けています。④の子ども子育て支援金分は令和8年度からの新制度です。

国民健康保険税内訳		所得割率※1	均等割額 (被保険者1人につき)	平等割額 (1世帯につき)	限度額
①	医療保険分	7.80% (昨年度7.30%)	30,200円 (昨年度27,000円)	22,000円 (昨年度21,600円)	67万円 (昨年度66万円)
②	後期高齢者支援金分※2	2.75% (昨年度2.87%)	11,500円 (昨年度11,000円)	7,600円 (昨年度8,000円)	26万円 (昨年度と同じ)
③	介護保険分※3	2.31% (昨年度と同じ)	11,700円 (昨年度と同じ)	5,800円 (昨年度と同じ)	17万円 (昨年度と同じ)
④	子ども子育て支援分 ※4 新制度	0.29%	1,200円※5	750円	3万円
			60円 ※6		

- ※1 所得割のもととなる額は、令和7年中の総所得金額等－基礎控除(43万円)です。（総所得金額等には土地建物の譲渡所得や上場株式等の譲渡所得等も含まれます）。国保税の課税においては諸控除（配偶者控除等）は認められていません。
- ※2 後期高齢者支援金分は、後期高齢者医療を支えるため、加入している保険の種類にかかわらず現役世代（0歳から74歳まで）が負担します。
- ※3 介護保険分は、40歳から64歳までの介護保険第2号被保険者に該当する方が負担します。65歳からは国保税とは別に介護保険料として徴収されます。
- ※4 令和8年度から子ども子育て支援金分として、皆様の保険税に合わせて徴収します。児童手当の拡充、妊婦や育児時短就業の方、出生後の休業の方のための給付、育児期間中の国民年金保険料免除、こども誰でも通園制度等に充てられます。
- ※5 「18歳未満の方」、「産前産後の対象期間」については減額されます。
- ※6 18歳未満の方の減額された分を18歳以上の皆さんで負担していただく費用となります。産前産後の方も減額されます。

低所得の世帯には国保税を軽減 基準所得額に満たない世帯は、均等割額と平等割額を軽減しています。

減額割合	減額の対象となる基準所得額（令和7年中所得）
7割	43万円＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下
5割	43万円＋（31万円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数））＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下
2割	43万円＋（57万円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数））＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下

- ※給与所得者等の数とは、一定の給与所得者（給与収入55万円超）と公的年金等の支給（60万円超（65歳未満）または125万円超（65歳以上））を受ける方です。
- ※特定同一世帯所属者とは、後期高齢者医療制度に移行したため国民健康保険の被保険者の資格を喪失したかたのうち、資格を喪失した前日以後継続して同一の世帯に属する方です。
- ※所得の申告をしていないと国保税の軽減を受けることができません。年金を受給しているが非課税の方、収入がないため確定申告をしていない方等、毎年忘れず市民税申告等をお願いします。

国保税の減免、軽減制度 申請により国保税の減免を受けられる場合があります。申請に必要なものは、該当する要件により異なりますので事前にご相談下さい。

制度	国保税の減免	会社都合による非自発的な失業による軽減
要件	① 災害によって死亡したとき、障がい者になったとき、または納税義務者の居住する住宅、家財等に損害が生じたとき ② 納税義務者等が継続して6か月以上療養中または療養を要すると認められ、令和8年中の総所得金額の見込額が令和7年中の総所得金額（500万円以下）の1/2以下に減少する世帯 ③ 失業や事業の休廃業等によって、令和8年中の総所得金額の見込額が令和7年中の総所得金額（500万円以下）の1/2以下に減少する世帯 など	① 離職日の翌日時点で65歳未満の方 ② 離職理由コード ・特定受給資格者 11、12、21、22、31、32 ・特定理由離職者 23、33、34 ③ 雇用保険受給資格者証のない方や、申告をしなかった場合は軽減対象となりません。
対象	① 被害を受けた日から1年以内の納期分 ②③ 申請年度の納期分（令和7年中の所得によって減免割合は異なります。） ※納期限の7日前までに申請して下さい。	① 令和4年度分までの国保税 ② 雇用保険受給資格者証のない方、申告をしなかった場合は軽減対象となりません。

●その他、災害や資産に重大な損害を受けたときは病院等の窓口での支払う自己負担額が猶予または減額されることがあります。該当された方はご相談ください。